

# 仕様書（案）

## 平成26年度処遇改善公募型支援事業仕様書

### 1 目的

この仕様書は、京都府（又は京都市）（以下「甲」という。）が、（以下「乙」という。）に委託する平成26年度処遇改善公募型支援事業（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

### 2 委託内容

#### (1) 事業の目的

本事業は、非正規労働者のスキルアップや企業等の販路拡大等に関する取組を実施することにより、在職者の賃金上げや正規雇用化等を図る事業を公募の上委託し、在職者の処遇改善を図ることを目的とする。

#### (2) 業務の内容

- ・（委託事業者の事業提案書から転記。）
- ・ なお、事業の実施に当たっては、委託契約締結後（※）以内（※ 乙の提案事業が、乙が雇用する在職者の処遇改善を図る場合は2週間。乙の提案事業が、他の企業等が雇用する在職者の処遇改善を支援する場合は1箇月）に乙が作成して甲に提出する「処遇改善計画書」（以下「計画書」という。）に基づき事業を進めるものとする。

### 3 事業の実施

(1) 本事業で予定される人件費は、円とする。（人件費がない場合は、0円と記載）

(2) 乙は、本事業が京都府（又は京都市）との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。

乙は、本事業の実施に当たって、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに既存従業員の人件費を事業対象とする場合は、労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業と乙が実施しているその他の事業を明確に区分することとし、帳簿や預金口座を本事業単独で整備すること。

(3) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府（又は京都市）監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、乙は、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

(4) 乙は、事業の報告や説明が簡易に果たせるよう、給与や物品代金の支払いにおいては、口座振込みを原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。

(5) 乙は、本業務を実施するに当たり、京都府（又は京都市）と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(6) 乙は、実績報告書の記載内容が確認できる書類として、(2)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

【(2)及び(6)の「(……等の)労働関係帳簿類」の記載は、委託事業者の経費内訳に、人件費の支出が全くない場合は、削除すること。】

### 4 実績報告

#### (1) 事業終了後の報告

乙は、本事業が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を甲に提出しなければならない。

- ① 計画書記載の事業実績
- ② 事業終了時における処遇改善目標の達成状況
- ③ 本事業に要した経費の内訳

なお、乙は上記内容が確認できる書類として、3の(2)に掲げる書類を事業終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 事業期間中の途中報告

乙は、委託契約締結後事業期間中に甲から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

(3) 目標達成期間到達後の報告

乙は、2の(2)で定める計画書に記載する目標達成期限が、委託契約が終了する日より後になる場合は、委託契約終了後においても、委託契約終了後6箇月を期限として、当該目標達成到達後速やかに計画書記載の目標の達成状況を記載した報告書(適宜様式)を書面で甲に提出しなければならない。

乙は、委託契約終了後、目標達成期限までの間に甲から求めがあった場合は、その時点での目標の達成状況について報告しなければならない。

5 業務上の留意事項

(1) 事業に伴う収入の取扱

甲は、事業終了後に委託契約額を確定した結果、精算する。

なお、本事業により事業収入が発生した場合、乙は、業務完了報告の際にその内容を記載して甲の検査を受けることとなるが、その場合、検査後に確定した総事業額から収入を差し引いた額が乙への最終支払額となる。

ただし、乙が、委託費により発生した収入を用いて、乙の従業員の処遇を改善する場合は、収入分について委託料の減額等は求めないものとする。

(2) 目標達成状況による委託料の減額

2の(2)で定めた計画書記載の目標達成状況について、目標達成できない程度が著しく、かつ、目標達成に対する乙の事業努力が十分に認められない場合には、甲は、乙に支払う委託料の10分の1を上限として、委託料を減額するものとする。

6 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である甲に属するものとする。